



今月の まちからのお知らせ

医療制度・補助事業・税情報など、町から特にお伝えしたい大切な情報です。

問=問い合わせ先 ☎=電話番号 ※各課の電話番号は2ページに掲載

01

住民登録の届け出をお忘れなく

引っ越しをするときは

「住民票」は、住んでいる居住地の証明や選挙、年金など行政サービスの基になるものです。引っ越しをするときは、住民票の異動手続きを忘れずに行いましょう。

問 税務住民課

税務住民室 戸籍年金係

■引っ越しした際の手続き

種類	届出の時期	持参するもの
転入届	住み始めてから14日以内 ※住み始める前に手続きすることはできません	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類（運転免許証など） ※なりすましや不正な届出・請求を防ぐため、住民登録や証明書発行の際は「本人確認書類」の提示をお願いします。
転出届	転出する前または 転出してから14日以内	<ul style="list-style-type: none"> （お持ちの方は）マイナンバーカード 転出証明書（転入する場合） 委任状（代理人が手続きする場合）
転居届	町内で転居してから 14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑や資格確認証、各受給者証など（必要に応じて）

●住民票などの交付を制限できます

DV（配偶者などからの暴力）やストーカー、児童虐待などの被害者を保護するための支援措置として、住民票および戸籍の附票は、被害者からの申し出により警察などの公的機関に状況確認の上、交付を制限することができます。

また、加害者から離婚届などの戸籍届書の記載事項証明書などの請求があった場合、あらかじめ申込書を提出することで、届書に記載してある住所や電話番号などを知られないようにすることができます。

●マイナンバーカードをお持ちの方が引っ越しされた場合

住所が変更されたら、マイナンバーカードの住所変更と継続利用手続きが必要です。転入届出日から90日間経過しても継続利用手続きをしなかった場合、マイナンバーカードが失効しますのでご注意ください。

手続きができる方	持参するもの	マイナンバーカードの継続利用ができなくなる場合	手続きできずに失効した場合
<ul style="list-style-type: none"> 本人 同一世帯員 代理人 	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード 交付時に設定した暗証番号 来庁者の本人確認書類（同一世帯員または代理人が手続きする場合） 	<ul style="list-style-type: none"> 転入の届出をした日から90日を経過してもマイナンバーカードの継続利用手続きをしなかった 前住所地で届出した転出予定日から転入の届出をしないまま30日を経過している 転入の届出をした日が、住み始めた日から14日を経過している 	<p>マイナンバーカードを返納し、再交付申請をお願いします（有料になります）</p>

02

高齢者等に証明書をお届けする 宅配サービスのお知らせ

高齢や身体障がい、要介護認定を受けているなどの理由で役場窓口に出向くことが困難な方に、役場職員が各種証明書を宅配するサービスを実施しています。

対象者

- 比布町に住民登録がある満75歳以上の高齢者
- 身体障がい者手帳2級以上、または、要介護認定3以上の方

利用方法

- ① 役場税務住民課（☎851-4803）に電話し、「住所」「氏名」「証明書の種類」「枚数」を伝える。
- ※電話受付は、役場開庁日の午前9時から午後5時までです。
- ② 役場職員が訪問する。
- ③ 宅配サービスの申請書に必要事項を記入する。
- ④ 本人確認ができるものを提示する。
- ⑤ 証明書の発行手数料を支払う。

利用できる日時

受付翌日以降の午前10時から午後3時まで。受付日が休日前の場合は、休み明けの平日になります。

取扱証明書

- 住民票の写し・印鑑登録証明書
- 所得証明書・課税証明書・非課税証明書
- 所得課税証明書・納税証明書
- 固定資産評価通知書・固定資産評価証明書

手数料

宅配手数料は無料ですが、各証明書の発行手数料は有料です。おつりのないように準備してください。

問 税務住民課

税務住民室 戸籍年金係

03

証明書の取得は コンビニ交付サービスが便利です

コンビニエンスストアなどに設置のマルチコピー機（キオスク端末）で、各種証明書が取得できます。マイナンバーカードをお持ちの方はぜひご利用ください。

利用時間

各店舗の営業時間内で、午前6時30分から午後11時の間。ただし、年末年始およびシステムメンテナンス日を除く。詳しくは町ホームページに掲載

証明書

● 所得課税証明書

発行の手順

- ① 「行政サービス」「証明書の交付」「証明書交付サービス」の順に選択
- ② マイナンバーカードを読み取り
- ③ 「お住まいの市区町村の住民票の写し・印鑑登録



町ホームページ「証明書コンビニ交付サービス」(税務住民課)



- ④ 「証明書」を選択
- ④ 暗証番号（4桁）を入力
- ⑤ マイナンバーカードを取り外す
- ⑥ 証明書の種別・記載項目・必要部数を選択
- ⑦ 料金を支払う（硬貨のみの場合あり）
- ⑧ 証明書と領収書の発行

問 税務住民課

税務住民室 戸籍年金係

04

戸籍の振り仮名の 確認はお済みですか？

戸籍の記載事項に「氏名の振り仮名」が追加されることに伴い、昨年8月頃に本籍地の市区町村長から、戸籍に記載予定の振り仮名が通知されています。

通知された振り仮名が正しいければ届出の必要はなく、そのまま戸籍に記載さ

法務省コールセンター
☎0570-05-0310

（午前8時30分～午後5時15分／土日祝日・年末年始は除く）



れます。ただし、正しい振り仮名が小さい「ヤ」「ユ」「ヨ」「ツ」であるにもかかわらず、大きなカタカナで記載されていた場合などは、令和8年5月25日(月)までに正しい振り仮名での届出をお願いします。マイナンバーで届け出る場合は、システムの都合上、同日午後5時までの受付となりますのでご注意ください。なお、届出に手数料はかかりませんが、届出をしなくても罰則や罰金はありません。

問 税務住民課

税務住民室 戸籍年金係

05

軽自動車などの
変更手続きはお済みですか？

軽自動車税（種別割）は、4月1日現在の所有者に課税されます。新規登録・名義変更・廃車の際は、お早めに手続きをしてください。

問 税務住民課
税務住民室 税務係



■手続きが必要な車種

車種によって手続きの窓口・問い合わせ先が異なりますのでご注意ください。

車種区分	窓口・必要なもの		
・原動機付自転車（排気量125cc以下） ・ミニカー ・小型特殊自動車（フォークリフト、農耕作業車など）	役場税務住民課 税務住民室 税務係		
	新たに車両を購入したとき (新規登録) 新しい車両の販売証明書や車体番号が分かるもの	使用しない車両を処分したとき (廃車) 車両に付けていたナンバープレート	所有者・使用者を変更したとき (名義変更) 手続きで必要なものはありません
軽二輪車 (排気量125cc超250cc以下)	北海道運輸局 旭川運輸支局 (旭川市春光町10番地 ☎050-5540-2003)		
二輪の小型自動車 (排気量250cc超)	旭川地方自家用自動車協会 (旭川市春光町10番地 ☎51-1221)		
三輪・四輪以上の軽自動車	全国軽自動車協会連合会 旭川事務所 (旭川市春光6条5丁目1-23 ☎0166-53-7300)		

※車両入れ替えの場合も、手続き（新規登録・廃車）が必要です。ナンバーを引き継いで使用することはできません。

●軽自動車税（種別割）の税率

車種区分	総排気量 または 定格出力	税率（年額）
原動機付自転車	50cc 以下 または 0.6kw 以下	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下 または 0.6kw 超 0.8w 以下	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下 または 0.8kw 超	2,400 円
	ミニカー（三輪以上で20cc超50cc以下）	3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用自動車（乗用）	2,000 円
	その他（農耕作業用以外）	5,900 円

よくあるご質問

Q. 納税証明書（車検用）はもらえないのですか？

A. 車検時に検査員が軽 JNKS※1で納付情報を確認することができ、検査窓口での納税証明書の提示が原則不要となったため、口座振替で納付された方への納税証明書送付は行っていません。しかし、納付直後により軽 JNKS※1に反映されていないなどの場合は、引き続き納税証明書が必要となります。必要な方は、本人確認書類（免許証など）をご持参のうえ、税務住民課窓口へお越しください。詳しくは地方税共同機構ホームページをご確認ください。

※1 軽 JNKSとは 令和5年1月に運用開始された「軽自動車税納付確認システム」のこと。

Q. 年度途中で車両を廃車にしました。税金はどうなりますか？

A. 軽自動車税（種別割）は4月1日に対象となる車両を所有（使用）されている方に課税されます。年度の途中で廃車をされても使用月数に応じて課税したり、還付などはありません。

小型特殊自動車をお持ちの方へ

地方税法上、小型特殊自動車は、公道を走る・走らないに関係なく、毎年4月1日現在の所有者に軽自動車税（種別割）が課税されます（工場内や田畑でしか使用しない場合でも）。

そのため、右表の規格に該当する小型特殊自動車を所有されている場合、固定資産税（償却資産）としては申告せず、軽自動車税の申告および登録をしていただくようお願いします。

なお、すでに軽自動車税（種別割）として申告して登録されている場合は必要ありません。

●軽自動車税（種別割）の課税対象となる小型特殊自動車の規格

種類	小型特殊自動車	
	農耕作業用自動車（乗用）	その他（農耕作業用以外）
大きさ	制限なし	長さ 4.7m 以下 幅 1.7m 以下 高さ 2.8m 以下
最高速度	35km/h 未満	15km/h 以下
総排気量	制限なし	

(道路運送車両法施行規則第2条別表第1から抜粋)

農耕作業用自動車（乗用）

- ・乗用農耕トラクター
- ・乗用田植機
- ・乗用コンバイン
- ・乗用ブームスプレーヤ
- ・乗用ビークル
- ・農耕用トレーラ※2
- ・国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車（型式認定番号「農〇〇〇〇号」のもの）など

※2 令和元年12月25日付け国土交通省告示第946号により、農耕用トレーラは上表の「小型特殊自動車の規格」の要件を満たすものが軽自動車税（種別割）の課税対象となりました。

その他（農耕作業用以外）

- ・フォークリフト
- ・ショベルローダー
- ・タイヤショベル（ホイールローダー）
- ・国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車など

どちらも大型特殊自動車に該当します



償却資産の申告が必要なもの

- 最高速度 35km/h 以上の農耕作業用自動車
- 最高速度 15km/h を超える産業・建設車両など

※大型特殊自動車には軽自動車税（種別割）は課税されませんが、事業用資産の場合には固定資産税の課税対象となりますので、償却資産の申告が必要になります。

06 衆議院議員総選挙結果

第51回衆議院議員総選挙および第27回最高裁判所裁判官国民審査が2月8日に執行されました。

問 選挙管理委員会（総務企画課）

町ホームページ「各選挙の投開票結果」（選挙管理委員会）



●小選挙区候補者別得票数

候補者名	(党派)	比布町
おぎう 和敏	(共産)	123
にしかわ 将人	(中道)	778
東 くによし	(自民)	994

(北海道第6区・届出順・敬称略)

●比例代表政党別得票数

政党名	比布町	政党名	比布町	政党名	比布町
日本共産党	139	社会民主党	20	チームみらい	70
国民民主党	142	参政党	95	日本保守党	33
中道改革連合	536	自由民主党	715	減税日本・ゆうこく連合	30
日本維新の会	56	れいわ新選組	64		

(届出順)

●投票率等

比布町投票所 (農村環境改善センター)	当日の有権者数	期日前・不在者投票者数		当日の投票者数		投票者数計		投票率	
		小選挙区	比例代表	小選挙区	比例代表	小選挙区	比例代表	小選挙区	比例代表
	2,902 人	1,067 人	1,067 人	861 人	861 人	1,928 人	1,928 人	66.44%	66.44%

●最高裁判所裁判官国民審査は、いずれも罷免を求める投票が過半数に達しないため、全員が信任されました。

07

高齢者等移動支援事業

「ぴぴたく号」の使い方

町では、自動車を所有しておらず、町内での移動が困難な高齢者の方をサポートするため、送迎サービス「ぴぴたく号」を運行しています。

どんなときに使えるの？

- ・ 日常の生活送迎
- ・ 通院送迎
- ・ 集会・つどいへの送迎
- ・ 老人クラブ例会への送迎（対象外）
- ・ 余暇活動のための送迎
- ・ 自宅から駅・バス停などへの送迎

※支援内容の範囲を超える送迎はお断りさせていただきます。

● 利用例

- ・ 自宅から比布駅まで（下車後JRへ乗車）
- ・ 基線4号バス停から自宅まで（バス下車後、自宅へ送迎）など



利用できる人は？

町内に居住し、自動車運転免許を保持していない、または、保持していても自動車を所有していない方（自動車を持している方と同居している方も利用可能）で、自動車への乗降が自分でできることができ、次のいずれかに該当する方が利用できます。

- ① 65歳以上の方（満年齢）
- ② 障害者手帳をお持ちの方（身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）
- ③ 要介護認定を受けている方（病院・歯科・整骨院への通院は、社会福祉協議会の「福祉有償運送」を利用していただくため対象外）

ぴぴたく号 配車の流れ

予約先
ぴぴたく号専用電話
☎ 85-4800

①電話で予約（前日の午後3時まで）

〇町の比布花子です。〇月〇日の午前10時に、自宅から役場までお願いします。帰りは午前10時30分に、役場から自宅までお願いします。



利用者

②予約受付完了

はい！〇町の比布花子さんですね。〇月〇日の午前10時に、自宅から役場まで予約を受け付けました。



保健福祉課

③到着

指定した場所から目的地へ向かいます。運行の都合上、遅れる場合があります。また、同じ時間帯に予約した方がいる場合は、他の方を乗せながら効率の良い順路で運行します。



ぴぴたく号運転手 谷越

利用できる時間・場所

● 曜日 月～金曜日（祝日・12月31日～1月5日は除く）

● 時間 午前9時～午後4時

● 範囲 町内全域および一部町外区域

▼範囲の拡大

- ① 運行区域の一部拡大（ツルハドラッグ当麻店、コメリハード&グリーン当麻店への有料送迎が可能になりました）
- ② 片道のみ利用が可能となりました
- ③ ぴっぷクリニックへの送迎が可能になりました

利用料金

町内の利用は無料。

町外区域の利用は、1回につき300円。町外区域を利用される際、「有償送迎利用書」をお渡しします。

料金は、利用した月の合計金額を、翌月に指定口座から振替します。

利用に関する注意点

- ① 1日1回、目的地は2か所までです。
- ② 週2回まで利用可能（自動車保有者と同居している場合は週1回まで）です。

- ③ 予約は必ず利用希望前日の午後3時までに連絡してください。（キャンセルも利用希望日の前日午後3時までにお願いします）
- ④ 初めて利用する方は事前登録が必要です。（保健福祉課にある申請書に記入・押印）
- ⑤ 目的地への到着時間の指定はできません。

問 保健福祉課

社 社会福祉室 福祉係

町では、比布駅前広場および駅舎内の一部を無料で貸し出しています。イベントや交流の場として、ぜひご活用ください。

●貸出スペース

①駅前広場

- ・広さ：約 750 m² (約 225 坪)
- ・地面：アスファルト舗装

②ピピカフェの入口付近

駅舎内にあるピピカフェは観光交流施設で、どなたでもご利用いただけます。店内ではランチやパン、お土産品などを販売しています。

定休日 毎週月曜日

営業時間 4月～9月 午前10時～午後6時
10月～3月 午前10時～午後4時

●物品の貸出

テントや机、イスなど



問 商工観光課 商工観光振興室 経済活性化係

09

イベントに
比布駅を活用しませんか

比布駅は、改築から10周年を迎えます。日ごろから駅を利用している方や地域の皆さんへの感謝を込めて、「ささやかな誕生会」を開催します。ぜひご来場ください。

●ささやかな誕生会

日時 3月15日(日)午前11時～午後2時
場所 ピピカフェ比布駅
内容 記念ノベルティの配布、ピピカフェ特別メニューの提供、鉄道にまつわる写真展示など

イベント時間内にJRで来場された方に、記念プレゼントも用意しています。

※各種ノベルティ・メニューは数量限定のため、なくなり次第終了となります。

08

比布駅改築10周年記念
ささやかな誕生会



問 商工観光課 商工観光振興室 経済活性化係

町では、小型家電リサイクル法に基づき、小型家電を収集しています。

●収集できるもの(例)

扇風機、ドライヤー、ホットプレート、ラジコン、電子レンジなど

●収集できないもの(例)

- ①電子たばこ、パソコン本体がないパソコン用キーボード・マウスは「不燃ごみ」(燃やせないごみ)です。
- ②プリンター、スピーカー、ポータブル石油ストーブは「粗大ごみ」です。
- ③リチウム電池やバッテリー、電池が取り外せない機器は「有害ごみ」です。詳しくは、「ごみ分別の手引き」(右記参照)をご確認ください。

●収集場所

役場正面入口階段下▶

※持参された際は税務住民課窓口へお声掛けください。



問 税務住民課 税務住民室 環境生活係

11

小型家電を収集しています

ごみステーションにごみを出すときは、町民カレンダーに表示されている曜日に、正しく分別して出してください。

分別されていないごみや、家電リサイクル法対象の4品目(テレビ、エアコン、冷蔵・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)が出されている場合は、回収できませんのでご注意ください。

10

ごみは正しく
出しましょう

ごみの分別については、各家庭に配布している「ごみ分別の手引き」をご確認ください(比布町ホームページにも掲載しています)。また、町公式LINEアカウントでは、今月の町民カレンダーやごみの分別表が簡単に確認できます。



問 税務住民課 税務住民室 環境生活係